

紀北町監査第 102 号
令和 4 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 平 野 隆 久

財政援助団体の監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体の監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

1 監査の対象団体及び所管課

補 助 団 体 : 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
所 管 課 : 福祉保健課

2 監査の実施年月日及び場所

実 施 年 月 日 : 令和4年11月21日(月)
実 施 場 所 : 紀北町役場 本庁 4階 第1委員会室
: 紀北町社会福祉会館

3 監査出席者

社会福祉協議会 : 事務局5名
所 管 課 : 担当課長1名
監 査 委 員 : 監査委員2名
監査委員事務局 : 事務局2名

4 監査の範囲

令和3年度における紀北町社会福祉協議会への補助金対象事業

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

紀北町社会福祉協議会補助金に係る出納事務について、関係諸帳簿など整理はされており、補助金に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められる。なお、事務処理上、留意すべき事項は、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の意見

【紀北町社会福祉協議会】

紀北町社会福祉協議会は、紀北町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としており、紀北町社会福祉協議会補助金により、町民ニーズが増大している日常生活自立支援事業等実施をしているところである。

本補助事業のうち日常生活自立支援事業については、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものであるが、紀北町社会福祉協議会のネットワークを活用し積極的に利用促進を図り、昨年度は35件と県下で最も多く、事業実施状況からも本補助金が有効に活用されていると判断し評価するものである。

今後も町と連携し、これまで培ってきたノウハウや福祉のネットワークを活かし、多様化する福祉ニーズに的確に対応していただきたい。

また、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの実現に向けて、地域に密着した更なる福祉の向上への取り組みに努められたい。

【福祉保健課】

所管課の福祉保健課については、引き続き紀北町社会福祉協議会と連携を密にし、情報を共有しながら、一体となって多様化する地域福祉の課題に適切に対応できるよう取り組まれたい。